

委員会提出議案第1号

特定秘密の保護に関する法律の慎重な運用を求める意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり、鳥取市議会会議規則第14条第2項の規定により提出する。

平成26年3月20日提出

提出者 鳥取市議会総務企画委員会

委員長 有松数紀

鳥取市議会議長 湯口史章 様

特定秘密の保護に関する法律の慎重な運用を求める意見書

特定秘密の保護に関する法律が、さきの臨時国会において、平成25年12月6日に成立した。

この法律では、我が国の安全保障上、秘匿性の高い情報の漏えいを防止し、国と国民の安全を確保することを目的としている。

しかし、特定秘密の対象は、「防衛」、「外交」、「特定有害活動の防止」、「テロリズムの防止」の4分野とされているが、その範囲が明確でないとして不安視する声がある。

よって、運用に当たっては憲法で保障された国民の権利を侵害することのないよう慎重を期するとともに、国民に生じている不安や懸念を払拭するため、あらゆる方法で丁寧な説明を継続されることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年3月20日

鳥取市議会議長 湯 口 史 章

内閣総理大臣 様